

## 「後見制度支援預金」の取扱いについて

このたび当組合は、平成30年6月1日より「後見制度支援預金」取扱いを開始いたしました。

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見及び未成年後見）をご利用の方の預貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための預金口座です。後見制度支援預金の概要は下記のとおりです。

## 記

## 1. 名称

「後見制度支援預金」

## 2. 取扱開始

平成30年6月1日（金）

## 3. 利用対象者

家庭裁判所にて後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

（対象の家庭裁判所）

東京家庭裁判所

## 東京家庭裁判所の各管轄地域

※下記の裁判所が発行した「指示書」を受けた方が対象となります。

※裁判所の「管轄地域」は、被後見人の住民票上の住所ではなく生活の本拠地である住所（実際に生活している自宅、施設、病院など）です。

裁判所名	管轄地域（被後見人の住所または居所）
東京家庭裁判所	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、三宅村、御蔵島村、小笠原村

## 4. 主な特徴

- ① 家庭裁判所の「指示書」に基づいて取引を行います。
- ② 本預金は普通預金として取扱いします。
- ③ 店頭表示の普通預金金利（変動金利）+0.05%の金利を適用します。
- ④ キャッシュカードはご利用いただけません。

## 5. 取扱店舗

4店舗

本店	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋 1丁目 5番 3号
寺島支店	〒131-0032 東京都墨田区東向島 6丁目 26番 9号
葛飾支店	〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋 1丁目 28番 8号
本所支店	〒130-0021 東京都墨田区緑 2丁目 14番 8号